

中央滅菌室滅菌消毒等業務委託仕様書

1 目 的

中央滅菌室滅菌消毒等業務委託（以下「委託業務」という。）の目的は、治療に必要な材料や器械等について、外部への委託により、洗浄、消毒及び滅菌等の業務を行うとともに、安全な保管管理の下で各部署へ払出し等の業務を行い、もって、院内感染対策の更なる推進と中央滅菌室滅菌消毒等業務の効率的な実施に資するものとする。

2 業務場所

県立延岡病院

3 業務委託時間等

- (1) 委託時間等については、原則として開院日【土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く。】の8時15分から17時15分までとする。ただし、4日以上連続して休日となる場合、4日に一回は出勤し業務を行うものとする。
- (2) 手術器材で緊急を要するもの、休日明けに使用するものも、中央滅菌室看護師長または手術室看護師長の依頼により滅菌する。休日や災害発生時も同様とする。

4 業務執行体制

(1) 人員配置

① 統括責任者・現場責任者

病院における当該委託業務に5年以上従事した経験を有する者を、統括責任者、現場責任者として配置し、現場を統括する責任者として必ずどちらかを病院内に常駐させるものとする。

② その他の従事者

その他の従事者は、5名以上配置するものとし、業務に支障がでないようにすること。
なお、委託業務従事者名簿及び緊急連絡網を作成し、受託後10日までに財務担当に提出すること。

5 業 務

委託業務については次のとおりとする。業務詳細については双方協議のうえ定める。

- (1) 再生滅菌材料、器材及び器具の洗浄・消毒
- (2) 再生滅菌材料、器材の組立・滅菌
- (3) 再生滅菌材料、器材の保管管理・再生滅菌数データ集計
- (4) 器材(剪刀類、鉗子類、メス)等の点検(不良品選別を含む)
- (5) 洗浄滅菌機器の管理(使用記録の記入及び保管)
- (6) 手術器材の洗浄・乾燥(借用器材含む)
- (7) 手術器材の包装・滅菌(借用器材含む)
- (8) 洗浄業務及び滅菌業務の品質保証に関するデータの確認業務(記録の記入及び保管)

- (9) 委託業務に必要な医療材料及び消耗品の在庫管理業務等
- (10) 中央滅菌室内の装置類の日常点検及び日常清掃（洗浄装置・乾燥機・滅菌装置・その他）
- (11) 不潔器材の回収、清潔器材の搬送

6 標準作業書、作業日誌等

- (1) 業務責任者は、委託業務を迅速かつ適確に行えるよう一定の質を確保するため、業務担当者の作業手順等について、標準作業書を作成するものとする。
- (2) 標準作業書は適切に管理し、必要時に開示できるようにしておくこと。
- (3) 委託業務の実施状況を確認するため業務日誌を作成し、速やかに中央滅菌室看護師長へ提出すること。
- (4) 標準作業書、作業日誌は以下のものを用意する。
 - ① 消毒・滅菌業務標準作業書
器材での消毒、洗浄、包装、滅菌、回収、搬送、保管の各業務について、作業手順を図式化等で記載すること。
 - ② 受け取り、引き渡し記録簿〔通常分（電子カルテ運用分）、賃借分〕作業年月日、委託元の名称、器材の品目と数量、作業担当者名を記載すること。
 - ③ 滅菌業務日誌
別添様式により記載すること。

7 業務従事者

業務委託先は、従事者の資質を向上させ、委託業務を的確かつ安全に行うため、従事者の研修計画を立てるとともに、新規採用の職員等については、講習及び実習により、次に掲げる事項を含む十分な研修を行った後、業務を行わせること。

- (1) 滅菌消毒の意義と効果
- (2) 感染の予防と主な感染症
- (3) 取り扱う医療器具等の名称と機能
- (4) 滅菌消毒機器の名称と使用目的
- (5) 守秘義務・接遇

8 その他

- (1) 業務従事者の異動等により、委託業務の引継が生じる場合は、原則として以下の事項に留意すること。
 - ① 引継に当たっては、中央滅菌室職員の立会の下、実施すること。
 - ② 引継は、後任者が円滑に委託業務を実施できるよう、約1箇月間程度の期間を設け、前任者の指導の下、委託業務を行うものとする。なお、この間必要に応じて中央滅菌室職員が立会うこととする。
- (2) 業務委託先は、業務従事者に対し、労働安全衛生法に基づき年2回の定期健康診断を受診させ、結果を報告すること。
- (3) 業務委託先は、業務従事者の新規採用時において、ウィルス性肝炎（B型肝炎等）の検査を受検させ、抗体がない場合はワクチンの接種を行わせるなど結果を報告すること。

- (4) 受託業務の責任者(以下「受託責任者」という。)として、滅菌消毒の業務に関し、相当の知識及び経験を有する者を受託業務を行う場所に配置すること。
- ① 「相当の知識」とは、滅菌消毒の方法、滅菌機器の保守管理、感染防止及び従事者の健康管理などに関する知識をいう。
 - ② 「相当の経験」とは、原則として3年以上の滅菌消毒業務についての実務経験をいう。
- (5) 日本医科器械学会認定の第二種滅菌技師または日本滅菌業協議会認定の滅菌管理士の資格を有する者及び特定化学物質等取扱作業主任者並びに第一種圧力容器取扱作業主任者の資格取得者(以下「有資格者」という。)を配置すること。
- また、資格取得者を配置する場合は、資格取得を証する書類を提出すること。
- (6) 職場における安全管理の他、事故及び災害の未然防止についても積極的に協力して実施すること。
- (7) 自然災害、火災等の緊急時には県立延岡病院と協議の上、業務を遂行すること。